自治会応援ショップ「和光市自治会優待カード事業」実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日頃より住民相互の助け合いや支えあいの中で防犯・防災、環境美化など安心安全で住みやすい地域づくりを目指して活動を行っている地域社会において重要な役割を担っている自治会を応援し、更に活発な地域経済の活性化や自治会活動の推進に寄与することを目的とした和光市自治会連合会(以下「自治連」という。)が発行する自治会応援ショップ「和光市自治会優待カード事業」の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 和光市自治会優待カード事業 自治連に入会をしている自治会における加入世帯(以下「加入者」という。)が、協賛店舗、施設及び企業等において、和光市自治会優待カード(以下「優待カード」という。)を提示することにより、割引やポイント・スタンプ等の優遇などの特典を受けることができる和光市自治会優待カード事業(以下「カード事業」という。)をいう。
 - (2) 優待カード 加入者に配布される優待カードをいう。
 - (3) 協賛店舗等 カード事業に協賛し、優待カードの使用者に特典を提供する和光 市及び周辺の店舗、施設及び企業等をいう。
 - (4) 協賛ステッカー等 協賛店舗等が掲示する協賛店舗等である旨を表示するため のカード事業の協賛ステッカー等をいう。
 - (5) 特典 カード事業の協賛店舗が任意に定めた割引やポイント・スタンプ等の優 遇などのサービスをいう。

(優待カードの作成及び配布等)

- 第3条 自治連が実施する優待カードの作成等、カード事業に関する業務は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 店舗、施設及び企業等に対し、カード事業への協賛店の募集及び依頼をすること。
 - (2) 優待カード及び協賛ステッカー等を作成すること。
 - (3) 加入者に対して、優待カードを無料で配布すること。
 - (4) 協賛店舗等に協賛ステッカー等を無料で配布すること。
 - (5) 和光市及び自治連が発行する広報紙等を通じて、カード事業についての情報提供を行うこと。
 - (6) 大規模小売店舗等に対し、カード事業への協賛店の募集及び依頼をすること。
 - (7) カード事業全般の運営及びその見直しに関すること。
 - (8) その他、カード事業を推進するために必要なことを行うこと。

(優待カードの使用)

第4条 優待カードの使用に当たり、加入者は、優待カードの裏面の所定の位置に自治会 名と世帯代表者の氏名を記載すること。

- 2 優待カードは、加入者の代表の方と同居している家族に限り利用できる。
- 3 優待カードは、他人に譲渡、貸与してはならない。
- 4 優待カードの不正使用があった場合は、自治連は優待カード使用者に対してその返却を求めることができる。
- 5 優待カードを破損、紛失した場合には、速やかに所属する自治会の会長に連絡し、様 式第5号による再発行届により、自治連に届け出るものとする。
- 6 加入者が自治会を退会する場合には、優待カードを所属する自治会の会長に返却しなければならない。
- 7 優待カードの利用による特典については、協力企業・商店等の「サービス提供」事業 であり、当自治連は責任を負うものでは無いことをご理解いただいた上で利用するもの とする。

(協賛の手続き等)

- 第5条 カード事業に協賛しようとする店舗、施設、企業等を営む者は、店舗等ごとに協 賛申込書により、原則として自治連に協賛を申し込むものとする。ただし、複数店舗等 を有する事業者の場合は、事前に自治連に相談の上、まとめて申し込むこともできるも のとする。
- 2 自治連は、前項の規定による申込みを受けたときには、内容を確認の上、所定の様式 により公表するものとする。
- 3 協賛店舗等を営む者は、第1項の協賛申込書の内容を変更しようとするとき又は協賛 を廃止しようとするときは、速やかに自治連に届け出るものとする。
- 4 自治連は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を公表するものとする。
- 5 特典内容が違法な場合等には、自治連は協賛申込みを拒否あるいは取り消すことがで きる。
- 6 協賛店舗等は、協賛ステッカー等の取扱いについて、次に掲げることに留意するもの とする。
 - (1) 協賛ステッカーは、優待カードの利用者が見やすい位置に掲示すること。
 - (2) 特典の内容を変更するときは、変更の日以後、速やかに記載を変更すること。
 - (3) 協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛ステッカー等を掲示してはならないこと。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- この基準は、平成29年5月9日から施行する。
- この基準は、令和2年4月1日から施行し、令和2年8月1日から適用する。